

釜石市に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 5 年 3 月 29 日
個人情報保護委員会

令和 4 年 3 月、釜石市から特定個人情報の漏えい等の報告を受け、個人情報保護委員会は、事実関係等について調査を継続してきたが、釜石市が策定した再発防止策等を踏まえ、同市に対し、令和 5 年 3 月 29 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 33 条に基づく指導を行った。

番号法上の指導の原因となる事実及び指導の内容は以下のとおり。

1 指導の原因となる事実

平成 29 年 9 月 22 日、釜石市の職員が市民約 600 名分の特定個人情報が記載されたファイルを、自宅 PC にメール送付した事案について、以下の問題点が認められた。

- ・ 本件発生当時、特定個人情報の適正な取扱いに対する監督や教育など人的な管理体制が不十分であった。
- ・ 本件発生当時から現在に至るまで、特定個人情報の適正な取扱いに対する定期的な監査等の不実施等、組織的な管理体制が不十分であった。

2 番号法第 33 条に基づく指導の内容

- 1 番号法第 12 条及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（別添 1）特定個人情報に関する安全管理措置」に示す必要かつ適切な措置を講ずること。
- 2 釜石市において策定された再発防止策を確実に実施すること。

（以 上）